

特定非営利活動法人大滝まちづくりサポート 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人大滝まちづくりサポートという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を北海道伊達市大滝区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、『次世代に遺すまちづくり』というテーマのもと、大滝区及び周辺地域の「豊かな自然と観光産業振興等経済の活性化が調和するまちづくり」、「文化・芸術・スポーツにいそしむまちづくり」、「心豊に安心して暮らせるまちづくり」に係わる事業を展開し、豊かなまちづくりのモデルケースを創出・維持・発展させることによって、大滝区及び周辺地域に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動に係る事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）の別表3号（まちづくりの推進を図る活動）、4号（観光の振興を図る活動）、6号（学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動）、7号（環境の保全を図る活動）、9号（地域安全活動）、14号（情報化社会の発展を図る活動）、16号（経済活動の活性化を図る活動）及び19号（前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動）に該当する活動を行い、次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 大滝区及び周辺地域の自然環境資源の調査、研究事業
- (2) 大滝区及び周辺地域の自然環境資源の保全を図る事業
- (3) 大滝区及び周辺地域の自然を活かした体験活動を中心に観光振興等経済の活性化を図る事業
- (4) 地元の自然体験活動リーダーの育成・支援事業
- (5) 大滝区及び周辺地域の自然景観を活かしてイメージアップを図る事業
- (6) 大滝区及び周辺地域の特産品開発、研究、普及等経済活動の活性化を図る事業
- (7) まちづくり推進のために情報を収集、整理、発信する事業
- (8) 大滝区及び周辺地域の文化、芸術、スポーツの振興を図る事業
- (9) 心豊に安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域住民が集い、交流する場を提供する事業
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (11) 前各号の事業に付帯する一切の事業

(その他の事業)

第5条 この法人は、事業活動の円滑な遂行に資するため、次のその他の事業を行うことができる。

- (1) 物品の斡旋及び販売
- (2) 役務の提供

第3章 会員

(種類)

第6条 この法人の会員は、正会員の1種とし、正会員をもって法の社員とする。

(加入)

第7条 この法人に、会員として加入しようとする者は、加入申込書にて申し込まなければならない。但し、理事会が認めたものについては、この限りではない。

2 加入の承認は、理事会が行う。

(会費)

第8条 削除

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号に一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 脱退したとき
- (2) 本人が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 削除
- (4) 除名されたとき

(脱退)

第10条 この法人を、脱退しようとするものは、脱退届を理事会に提出することにより、任意に脱退することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とし、2名を副理事長とすることができる。
- 3 理事のうち専務理事1名、常務理事1名を置くことができる。
- 4 法上の役員の他に顧問を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事は、正会員の中から理事会において選任し、監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 顧問は、広く有識者等から総会で選任することができる。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務をとりまとめる。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し、日常の業務を執行し、理事長及び副理事長に事故あるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、席次の順に従いその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、業務を執行する。
- 5 監事は、法18条に定める業務を行う。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸張する。
- 3 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は、理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決に基づき、その他の役員は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、解任することができる。この場合その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を支給しない。但し、常勤の役員には、役員総数の3分の1以下の範囲内で、理事会の議決により報酬を支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(事務局等)

第20条 この法人に、事務局を設ける。

2 事務局に職員を置く場合、理事長がこれを任免する。

3 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 監事の選任及び解任

(6) 顧問の選任及び解任

(7) 借入金（当該事業年度内で償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めるとき。

(2) 正会員の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を記載した書面をもって請求があったとき。

(3) 法第18条4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、正会員に対し会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務、会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を記載した書面をもって請求があったとき。
- (3) 法第18条4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者を含む）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産

- (2) 削除
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を備えることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。但し、軽微の流用については、理事長が、専決できる。この場合は、後日速やかに、理事会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監

- 事の監査を受け、理事会の承認を経て、総会に報告しなければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の処置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れ（当該事業年度内で償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が、定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の同意を得、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する場合を除き、北海道の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、総会の議決を経て解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得て、解散することができる。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が、解散したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会に出席した正会員の2分の1以上の議決をもって決した者に譲渡する。

(合併)

第54条 この法人が、合併しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の同意を得、かつ、北海道の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、法人成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとし、その任期は、平成17年

3月31日とする。

理事長	乗松	良治
副理事長	元谷	隆
副理事長	須藤	敏幸
専務理事	船橋	俊雄
理事	横山	敏昭
理事	吉居	大輔
理事	塚田	洋史
理事	舘林	亨
監事	鈴木	和子
監事	高橋	敏

- 3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 5 この定款は、平成24年8月4日から施行する。